

中之島シティ法律事務所報

N C L a w L e t t e r

第16号

Vol. 16

August, 2019



「キャンサーギフト」	2
NY州弁護士登録	3
「特定興業入場券の不正転売の禁止等による興業入場券の適正な流通の確保に関する法律」について	5
「引き込まれる」ということについて	9
株主総会に関する妙案は？	11
図書館の多さ少なさ	12
旬の魚をおいしく食べる—7～12月のおいしい魚	13
出版案内	14

巻頭言 「キャンサーギフト」

弁護士 湯 浅 靖

この文書を作成している時点では、阪神タイガースは矢野監督の下で、前評判を覆す踏ん張りを見せています。チーム全体が明るい雰囲気になり、誰かのミスを誰かがカバーし、粘り強く戦って接戦をものにするという試合運びが続いています。その中でも、大腸がんと闘いながら交流戦で復活した原口選手の活躍には強く揺さぶられるものがありました。ロッテ戦でのレフトオーバーの2ベース、日ハム戦のサヨナラタイムリーと、映画のようなシーンが連続し、涙腺が何度も破裂しそうになりました。

原口選手がガンであることを公表した少し前に、私自身も上咽頭ガンという患者数が少ないガンに罹患し、治療を受けていました。脳に近く、顔の中央付近という部位のため、手術という選択肢はなく、3回の抗がん剤治療、30回以上の放射線治療と今思い返すだけでも辛く苦しい2か月間の治療を続けました。

抗がん剤では、強い吐き気、便秘と下痢、倦怠感、脱毛と典型的な副作用が出て、放射線治療では、口中の火傷によって強い痛みのため痛み止めの麻薬を使用する一方で、食事ができず水もまともに飲めない状態になり、味覚障害にもなりました。

年間のガン患者が約100万人、2人に1人はガンに罹患するという時代であることの認識はありましたが、自分が罹患することになるとは全く思っておらず、入院すら一度もしたことがなかったので、ガン治療がどのようなものなのか、普通の生活がどの程度できるのか、といった初歩的なことが全く想像できませんでした。一般的には、ガンという病気を一括りにして考えがちですが、症状によって治療方針等に大きな違いがあることも始めて知りました。

幸い、現在では治療後の状態がよく、月に一度の定期検査を受ける状態が続いているだけで、すぐに通常業務に復帰することができました。原口選手は、ヒーローインタビューで、支えてくれた周りの人達への感謝を述べていましたが、自分自身が罹患して、生かされていることの意味を始めて考えることができました。病気になって失うことがある一方で、得ることもあるという意味で「キャンサーギフト」という言葉があるそうです。日々の業務も皆様から与えられ、支えられていることで成立しているということを強く感じることができました。

皆様への感謝の気持ちを胸に、弁護士としての業務に邁進したいと思います。

NY 州弁護士登録

弁護士・NY 州弁護士 安田 幸司

2019年5月29日、私は、ニューヨーク州の州都であるアルバニー (Albany) という街でインタビュー (面接) と宣誓式のイベントを終え、晴れて NY 州弁護士の資格を取得することができました。

これまで2回に渡って NY 州弁護士登録に関する記事を書いてきましたが、今回も NY 州弁護士登録についての記事 (インタビュー・宣誓式について) を書かせていただきます。

インタビュー・宣誓式が行われる場所は人によって異なるのですが、私の場合、登録に関する申請先が 3rd Judicial Department (NY の場合、1st~4th の4つの可能性があります) であったため、インタビュー及び宣誓式が行われたのは Albany という街でした。Albany という街はニューヨークの州都で、マンハッタンから電車 (Amtrak) で2時間半ほどの場所にあります。

私は、5月27日に NY に入り (その日はマンハッタン泊)、翌28日に Albany に移動し、29日にインタビュー・宣誓式というスケジュールでした。すでにインタビューを受けた友人からは「何も準備は要らない」と言われていたのですが、インタビュー前はさすがに少し緊張していました。

午前8時30分、面接官に呼ばれ、インタビューブースに移動しました。結果として、友人のコメント通り、準備は何も必要なかったですし、緊張したことを後悔するぐらい薄い内容のインタビューでした。私の場合、「いつアメリカに来たの?」「いつ日本に帰るの?」「バージニア大学に留学していたようだけど、シャーロットビル (バージニア大学がある街) はどうだった?」と、このような質問があっただけで、最後に面接官から「Congratulation」と言われ握手をして終了しました。インタビューが終わった直後に時計をみたら、まだ午前8時33分でした。

その後、午前9時45分から宣誓式が行われました。5月29日は全部で92名 (日本人は3名) が新しく弁護士登録を行ったのですが、会場 (法廷の広さ) の関係で、その日は2回に分けて宣誓式が行われ、私が参加した1回目の宣誓式には50人ほどが参加しました。はじめに、出身国 (この回は15カ国) 名が呼ばれ、その国から来た人が起立させられました。

宣誓それ自体は、右手を挙げながら、アメリカ憲法及び NY 州憲法を遵守して義務を果たしますという趣旨の言葉を唱えて終わりました。宣誓式が終わった後に時計を見たら、午前10時5分でした。

非常に短時間のインタビュー・宣誓式のために時間とお金を使って Albany まで行かなければなりませんでしたが、いい思い出になったインタビュー・宣誓式でした。



「特定興業入場券の不正転売の禁止等による興業入場券の適正な流通の確保に関する法律」（通称「チケット不正転売禁止法」）について

弁護士 塩田 陽一朗

I はじめに

「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」（略称チケット不正転売禁止法）が平成30年12月14日に平成30年法律第103号として公布され、令和元年6月14日に施行されました。本稿では、チケット不正転売禁止法を解説するとともに、チケットの不正転売を禁止する趣旨・目的についても簡単に検討します。

II 従来の法令による転売行為の禁止

(1) 迷惑防止条例

従来、チケットの転売はいわゆる「ダフヤ行為」として各都道府県の迷惑防止条例で禁止されてきました。ところが、インターネット上での売買は、迷惑防止条例の対象である「公共の場所又は公共の乗物」に該当せず、禁止することができないという問題がありました。

(2) 詐欺罪

主催者が転売を禁止し規約に基づいて転売チケットの所持者を入場拒否できるものとされていた場合、そのように入場を拒絶されるおそれがあるにもかかわらず、それを秘してチケットを他人に売る行為は詐欺罪（刑法246条1項）に当たる可能性があるとして従来指摘されてきました。もっとも、このような転売チケットの購入者を被欺罔者＝被害者とする詐欺罪の構成では、そもそも事件発覚の端緒が乏しく、また立証も容易ではないという問題があります。

他方、転売する目的を秘して転売が禁止されたチケットを取得する行為を捉えて、主催者・販売者を被欺罔者＝被害者として詐欺罪と構成することも考えられます。この構成で、インターネット上の高額転売について詐欺罪として摘発する事例があり、神戸地裁が懲役2年6月、執行猶予4年（求刑・懲役2年6月）を言い渡す判決を下した事件が報道されています¹。

(3) 古物営業法違反

転売の規模や利益の大きさによっては、「営業」に当たるものとして、無許可の転売を古物営業法違反（無許可営業）も考えられます。インターネット上で転売していた者が、この被疑事実で逮捕された事件が報道されています²。

(4) チケット不正転売禁止法の立法趣旨

上記のように、チケットの転売行為を直接的に禁止するのは各都道府県の迷惑防止条例だけでしたが、インターネット上でのチケットの不当な高額転売等は「ダフヤ行為」に該当しないので、このような行為を直接禁止するために、チケ

ット不正転売禁止法が制定されたのです。

III チケット不正転売禁止法の禁止行為

(1) 2つの禁止行為

チケット不正転売禁止法が禁止するのは、以下の2つの行為です。

A 特定興業入場券の不正転売（3条）

B Aを目的として、特定興業入場券を譲り受けること（4条）

これらの禁止行為をした者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます（9条1項）。

(2) 「特定興業入場券」

チケット不正転売禁止法が適用される「特定興業入場券」とは、興業入場券であって、不特定又は多数の者に販売され、かつ、以下の①ないし③の要件をすべて満たすものをいいます（2条3項）。

① 興行主等（興行主（興業の主催者）又は興行主の同意を得て興業入場券の販売を業として行う者）が、当該興業入場券の売買契約の締結に際し、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、かつ、その旨を当該興業入場券の券面に表示し又は当該興業入場券に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に当該興業入場券に係る情報と併せて表示させたものであること（1号）

「興業入場券」とは、それを提示することにより興業を行う場所に入場することができる証票（これと同等の機能を有する番号、記号その他の符号を含む）をいいます（2条2項）。したがって、紙のチケットや電子チケットのほか、QRコードやICカードを入場券とするような場合も含まれます。興行主等の同意のない転売を禁止する旨が券面に明示されていることが必要です。

② 興業が行われる特定の日時及び場所並びに入場資格者（興行主が当該興業を行う場所に入場することができることとした者）又は座席が指定されたものであること（2号）

座席が指定されていないオールスタンディングのライブなどの場合、入場資格者が指定されていることが必要です。

③ 興行主等が、当該興業入場券の売買契約の締結に際し、次の事項を確認する措置を講じ、かつ、その旨を①の方法で表示していること（3号）

- ・入場資格者が指定された興業入場券 入場資格者の氏名、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- ・それ以外の座席が指定された興業入場券 購入者の氏名、連絡先

入場時に本人確認措置を講じているかどうかは特定興業入場券の要件ではなく、購入時に本人確認措置が講じられていることが必要です。

座席が指定されていないオールスタンディングのライブなどの場合、購入者で

はなく、入場資格者の本人確認措置が講じられており、その旨が券面に記載されていることが必要です。

(3) 「特定興業入場券の不正転売」

「特定興業入場券の不正転売」とは、興行主の事前の同意を得ない特定興業入場券の業として行う有償譲渡であって、興行主等の当該特定興業入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするものをいいます（2条4項）。

「業として」とは、反復継続して行う意思があれば足り、業者でなく個人であってもこの要件を充たす場合があります。

この「興行主等の当該特定興業入場券の販売価格」が、いわゆるチケット代金の価格なのか、システム利用料や発券手数料を含めた価格なのかは、国民の最大の関心事の一つであったようにも思えますが、国会の委員会では議論されておらず、現時点でははっきりしない点です。条文の文言からは、チケット代金の価格のみを指し、手数料等を上乘せすると「不正転売」に当たり得るということになりそうですが、それだけでは転売をしても利益を得られないのですから、チケット不正転売禁止法の立法趣旨から考えると、手数料等を上乘せするだけでは「不正転売」に当たらないという余地も全く考えられないとまではいえないでしょう。この点に関しては、今後議論になる可能性があります。

IV チケットの適正な流通の確保に関する措置

(1) 入場時の本人確認義務

チケット不正転売禁止法は、興行主等に対し、興業を行う場所に入場しようとする者が入場資格者と同一の者であることを確認するための措置その他の必要な措置を講ずる努力義務を定めています（5条1項）。

(2) 興行主の同意を得てチケットを譲渡する機会を提供する義務

また、同法は、興行主等に対し、興行主等以外の者が興行主の同意を得て興業入場券を譲渡することができる機会の提供その他の必要な措置を講ずる努力義務を定めています（5条2項）。

興行主の同意を得て興業入場券を譲渡することができる機会の提供としては、いわゆるリセールサイトが考えられます。リセールサイトの多くは、譲渡（リセール）価格を定価（チケット代金）が固定され、リセールが成立した場合には、定価から手数料が引かれた金額が譲渡者に支払われる仕組みとなっています。

譲渡希望者にとっては、購入時に支払った手数料等を上乘せすることができないことに加えて、リセールサイトに手数料を引かれるというデメリットがあります。他方、譲受希望者にとっては、定価未満の価格で購入できないというデメリットがあります（チケットの希少性、購入時期、座席の位置等によっては定価未満の価格で取引されることも少なくありません）。

V チケット不正転売禁止法の趣旨・目的

(1) リセールサイト等の同意を得てチケットを譲渡することができる機会の提供を努力義務としていることからすると、チケット不正転売禁止法は、リセールサイト等でのチケットの流通を「正当」な流通と位置付けているものといえます。

しかし、IVで述べましたように、現在のリセールサイトの仕組みは、利用者にとって不便なところも多く、これが改善されないと利用者にとってリセールサイトを利用するインセンティブに欠けるでしょう。

(2) ところで、そもそもチケットの高額転売を防止する趣旨はどこにあるのでしょうか。希少性があるものに高い値がつくのはある意味当然のことも思えます。仮に主催者等がチケットをオークション形式で売り出したならば、高額転売されているチケットにはやはり高い値がつくことになるでしょう。

主催者等が、そのような形式をとらず、基本的には席の良し悪し等にかかわらず（時には市場価格より著しく低廉な）一律の値段をつけてチケットを販売してきたのは、おそらく、エンターテインメント業界の消費者が遍く一般大衆だからという点にあるのでしょう。特に、多くのアーティストにとっては、ライブイベントを盛り上げてくれるのは、市場価格には手の届かない若年層であるため、エンターテインメント業界の市場規模を維持・拡大するためには、そのような観客にチケットが行き渡る仕組みが不可欠なのだと思います。

このように考えた場合、チケット不正転売防止法の趣旨は、エンターテインメント業界自体の保護にあるともいえますが、そのためには、同法のような刑事罰も含めて、どのような制度が適切であるかは今後十分に議論されていくべき課題でしょう。

¹「電子チケット スマホ貸し出し不正転売 神戸地裁有罪判決」毎日新聞、2017年9月22日（最終閲覧日：2019年6月10日）

<https://mainichi.jp/articles/20170923/k00/00m/040/073000c>

²「嵐などのチケット『転売ヤー』の女性逮捕、なんで『古物営業法違反』なのか？」弁護士ドットコム、2016年9月16日（最終閲覧日：2019年6月10日）

https://www.bengo4.com/c_23/n_5116/

「引き込まれる」ということについて

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山峻司

なんとなく落ち着かないざわついた世相である。

その中で、「引き込まれる」という言葉が、最近頭の中でなぜか幾度となく駆け巡る。一体何に「引き込まれる」というのか、今の心象を少し分析し、自分の在り方や過ごし方の雑感を記してみたい。

生活の中で、何か落ち着かない息苦しさや窮屈さ、あるいはざわついたと感じることが多く、このような感覚に漠然と襲われるのはなぜか。何がそうさせているというのか？

ネットやデジタル技術の天文学的な量の情報が四六時中飛び交う情報爆発の只中で、必要な情報と無くても済む情報との区別や順序さえつける間もなく、便利だと押し売りよろしく、グローバル化やボーダレス化に取り残されるという不安を背景に情報が押し寄せてくる¹。また見えない攻撃を受け情報が盗み抜き取られるかもしれないと不安を煽られ、セキュリティとは言っても一個人とし成す術は少なく、茫然と立ちすくむその間に、絡み取られてほつれたまま流されていく。刷り込みの洗脳にかけられていると錯覚するほどジャンク情報に晒され、再帰性によるのかこれらがあたかも実体を持った現実であるかのように思い込まされていくというのが現況ではないか。

輪をかけるように週刊誌やテレビ、あるいは行き帰りの車内の吊るし広告等々には、売らんがために他人との比較を意識した消費者の欲望を生産する情報や「勝ち組老後、負け組老後」「介護破産」などの少子高齢化を背景にした不安を煽る記事、あるいは本当に必要かと思われるような健康情報等々が満ち溢れ返っている。このような状況に付け込みワークライフバランスなどと言い立て踊らされる状態すらも巧妙に作り出されているのではないかと疑いたくなるのは、ひねくれた見方だろうか。

意識せずにある状況に嵌められ引き込まれていく危険が大きく口を開け待ち受けている。そのような状況に漠とした息苦しさや不安が生じるのではないか。

一事が万事である。私共の弁護士業界でも同様である。弁護士人口が増え競争が

¹ 2,153億通が1日に送信されるメールの総量との報告がある(The Radicati Groupの「Email statistics Report,2016-2020」)また、スパムメールの1日あたりの配信数は、約1,750億通(マカフィーの2010年4月から6月にかけての調査。ウィキペディアの「スパム(メール)」の項)。そして、相当古いが2008年上半期G DATA Malware Reportによると1530億通が1日に送信されるメールの総量であり、うち85%が迷惑メールの割合との報告がある。

苛烈になりネットを利用した広告も盛んに出回っている。このような同質化競争に一旦巻き込まれると大変である。スパイラルのような状況に絡み取られて飲み込まれていってしまう。

そこには自分がなく、自分が何をしたいのか、足元を常に見直しつつ地道に生活するという基本視点がともすれば忘れ去られてしまうような状況がある。

ではどうすればよいのか。一つは「距離を置く」ことであり、今一つは「紛れる」ということではないか。

「距離を置く」とは、問題となる環境から場所的にも時間的にも離れることである。距離を置くだけでも非常に精神状態が良くなるように思われる。このような機会を意識的に持つことはとても大切である。幸福に資するために哲学をした最初の功利主義者ともいわれるエピクロス（紀元前 342 年～同 270 年）が、すでに 2200 年以上も前に「隠れて、生きよ」と警句²を発していることが想起される。

「紛れる」とは、市井の人間として目立たず、他人と変わらない中でマイペースな生活態度を維持する方向での営為であるが、ミイラ取りがミイラになってしまいかねない。「和して同ぜず同じて和せず」や「和光同塵」といわれるもののこれはなかなか出来そうにない。

ところで「距離を置く」も「紛れる」も生活態度（ライフスタイル）という程度のもので、根本的な安心を得られる地に根を下ろした有り方をやはり得たい。

即今三昧の照顧脚下の生活。言を尋ね語を遂う行為を暫く置き、他人との比較を止めて回向返照の退歩を学ぶ時間と場所を短時間でも継続的に確保することができればと思う。願わくば絶学無為の人（正師）に少しでも接する機会が得られればと。そのような人を求め得られるのであろうか。齢を重ねるにつけその思いは強くなる。

何時ものごとく下手な考え休みに似たりである。ああでもないこうでもないと屁理屈をこね非生産的な言葉遊びをしているだけかもしれない。しかし、これもすぐに忘れてしまうかもしれない。とりとめない戯言とも思いながら NC LAW 誌上をお借りして書き留めさせて頂いた。



² 「エピクロス」出隆＝岩崎允／訳（岩波文庫）。「哲学のなぐさめ」アラン・ド・ボトン（集英社）65 頁以下。

株主総会に関する妙案は？

弁護士 阪 口 誠

1 はじめに

私は、弁護士登録して約30年間、毎年、会社の社外役員又は顧問弁護士として複数の株主総会に出席して参りました。また、他社の事例を参考にするため、例年行われる上場会社への商事法務が実施するアンケート結果を拝読しております。

2 株主総会の目的

上場会社では所有と経営が分離されており、株主総会は会社の所有者たる株主の総意によって会社の最高の意思を決定する必要的機関である。

そこで、株主総会の運営が適正になされ、その機能を活性化させるために、多くの株主の意思を総会に反映させ、十分な討議の確保が必要であると考えられている。

3 株主総会の現状

法制度も株主総会の活性化のためにこれまで改正が繰り返され、近年では、以前に比べ（濫用的なものも含め）株主提案権の行使は増加し、議場で株主から質問がなされるケースも見受けられるようになった。

しかし、大半の上場会社では、議決権行使書及び委任状で議案に対する結論は株主総会開催前から出ているというのが現状である。換言すれば、株主総会に足を運ぶ全株主の有する議決権総数の総議決権数に対する比率が30%を超えるのはわずか2割強とのことである（商事法務による2018年度のアンケート結果）。このような状況では、出席株主が、議場において真の意味での審議をすることなど期待できないし、審議しても結論は決まっているのである。

これでは議場で意見を述べようと思う株主は出てこないでしょうし、現に上場会社の大半の株主は、株主総会の目的事項に関心を有していないといわれている（配当額に関心があっても自己が保有している株式数ではいかんともしがたいと考えている）。そのため株主総会は単なるセレモニーと化し、会社もこのセレモニーのために多大な労力と資金を投じているのが現状である。

4 改革案？

もちろん、業績が芳しくない会社の総会で、出席株主が経営陣に激励を寄せるありがたい意見や質問をするケースも全くないとはいえないが、大半の株主が議案に関心を持たないという前提に立てば、例えば不祥事がなくて、普通決議で足りる議案しかなく、且つ、何らかの方法で一定数以上の賛成者がいることが判明している場合は、物理的意味での株主総会を開催しなくて良いとか（その場合でも総会後の事業報告書の送付は必要）、一定の時期までに濫用的でない株主提案があるときだけ、総会を開催するとかいろいろ考えてみる必要があるが妙案は浮かばない。株主総会の実態に即した会社法の大改正はないものだろうか。

図書館の多さ少なさ

弁護士 松下 聡

私は、大阪府豊中市で生まれ育ち、箕面市にある大阪府立箕面高等学校で高校生活を送りました。その後、吹田市にある関西大学の法科大学院を2008年に卒業し、司法修習を経て弁護士として登録しました。

さて、私が大阪市北区にある事務所に勤めるようになって、気になることがありました。それは、図書館が少ない気がすることです。事務所の近くに借りたマンションは、豊中市内にある実家に比べてほとんどありとあらゆる種類の店舗・施設が近くにあって便利なのですが、市立図書館だけは遠くなってしまったのです。

この点についてどうしても気になった私は、インターネットで上記四市の図書館数、面積、人口とその比率を比較してみました。インターネットで簡単に調査しただけのため数字は正確ではないと思いますが、概ね以下のような結果になりました。

- ①図書館の数 大阪市（24） 豊中市（9） 吹田市（8） 箕面市（6）
- ②面積当たり図書館 1 豊中市（4.04 km²に1軒） 2 吹田市（4.51 km²に1軒）
3 箕面市（7.97 km²に1軒） 4 大阪市（9.29 km²に1軒）
- ③人口当たり図書館 1 箕面市（22,332 人に1軒） 2 豊中市（43,778 人に1軒）
3 吹田市（45,464 人に1軒） 4 大阪市（111,812 人に1軒）

以上のことから、私の体感の問題ではなく、大阪市はその北にある3市に比べ、実際に図書館が少ないことが分かりました。特に、大阪市はほぼ全域が都市部であるにもかかわらず、面積のかなりの部分が山林の箕面市よりも面積当たりの図書館が少ないのは驚くべきことではないでしょうか。

ちなみに、大阪市立図書館と府立図書館の併存が、二重行政の例のひとつとして一時期取り上げられたことがあります。しかし、大阪市内にある府立図書館は中央図書館一軒で、これを入れても面積・人口当たりの図書館が少ないことに変わりありません。

なお、例えば横浜市について調べると図書館が24.31 km²、205,697人に1軒で、大阪市よりもさらに図書館が少ないと言えます。これは、大阪市ではなく大都市共通の特徴なのかもしれません。引っ越しを検討されている方は、図書館の場所にも気を使われてもいいかもしれません。

旬の魚をおいしく食べる—7～12月のおいしい魚

弁護士 矢倉 雄太

今般は、「NcLaw Letter」第15号¹において、当職が掲載しました「旬の魚をおいしく食べる—1～6月のおいしい魚」の続編としまして、7～12月の旬の魚及びその食べ方等についてご紹介したく思います。

7～8月 この時季（6月頃から市場に出てきます。）は「鱧（はも）」の美味しい時期となります。大阪では、毎年天神祭（例年7月下旬開催）の頃に鱧料理を食することが多く、いわば夏の風物詩ともいえます。鱧は関西では特に徳島産が美味しく有名です。

また、アコもこの頃が旬です。アコは瀬戸内海の王様とも呼ばれ、広島産などが美味しいです。自身でコリコリとした食感の旨味がある身が特徴で、煮つけのほか、中華料理で蒸し物に使われることが多いです。

9～10月 この時季は、周知のとおり秋刀魚（サンマ）が旬です。根室産を含め北海道で水揚げされたものが特に美味しく有名です。美味しい秋刀魚の見分け方のメルクマールとしては、秋刀魚の目が綺麗なものであることと、頭頂付近から背びれにかけて膨らみのある点が挙げられます。このような秋刀魚は新鮮で、脂の乗りが良いようです。

また、この頃は戻りガツオの美味しい時季です。宮城県産が有名で、初ガツオに比べて脂がのっており、初ガツオとは違った美味しさが感じられます。

11～12月 クエやアンコウが美味しい時季です。クエは和歌山産のものが有名ですが、水揚げ量が多くなく、手に入れるのは難しいようです。他には長崎の五島列島産のものも美味しいです。アンコウは石川県など北陸で水揚げされたものが美味しく有名でしょう。

またその他、寒ブリもおいしい時季です。産地としては氷見があまりにも有名かと思えます。氷見の寒ブリは、鍋料理のほか、刺身もおいしく、塩焼きにも非常に脂の甘みが感じられて美味しいです。

以上、今回の「NcLaw Letter」では、7～12月の魚の旬を振り返り、前月号（第15号）から含め1～12月の魚の旬を整理してみました。

改めて季節ごとの魚の旬について整理してみますと、様々な食材が季節折々に日常生活に彩りを与え豊かにしてくれるように感じられます。

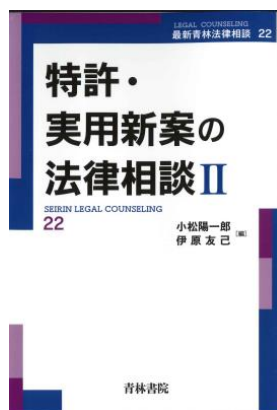
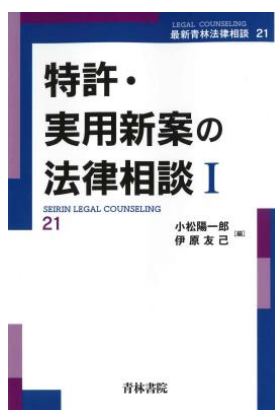
¹ <http://www.nclaw.jp/pdf/newsletter/15.pdf>

◇ 出版案内 ◇



当事務所弁護士・弁理士三山峻司が

「小野昌延先生追悼論文集『続・知的財産法最高裁判例評釈大系』〔含〕知財高裁大合議判決評釈／追悼の辞」（青林書院 2019年8月6日発行）の事務局の中の1名として参加して務めさせて頂き、同書が刊行されました。



「特許・実用新案の法律相談Ⅰ・Ⅱ」（小松陽一郎＝伊原友己／青林書院 2019年5月発刊）に、当事務所弁護士・弁理士三山峻司が「第1章 特許制度総説 Q7 知的財産権法における位置付け(2)」及び「第6章 審決取消訴訟 Q61 訂正審判と審決取消訴訟」を執筆させて頂きました。

所属弁護士

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司

弁護士 阪口 誠

弁護士 湯浅 靖

弁護士 松下 聡

弁護士・NY州弁護士 安田 幸司

弁護士 矢倉 雄太

弁護士 塩田 陽一朗

中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

TEL 06-6203-2355

FAX 06-6203-2356

http://www.nclaw.jp E-mail : info@nclaw.jp

